

東京都児童福祉審議会 第3回専門部会

(児童虐待防止等に関する条例案検討)

議事録

- 1 日時 平成30年11月1日(木) 18時30分～20時17分
- 2 場所 都庁第一本庁舎 42階北側 特別会議室B
- 3 次第

(開会)

1 議 事

児童虐待防止等に関する条例骨子案の検討

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

磯谷部会長、大竹副部会長、秋山委員、藤岡委員、山下委員

5 配布資料

- | | |
|-----|---|
| 資料1 | 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿 |
| 資料2 | 第2回専門部会(9月12日開催)における委員意見 |
| 資料3 | 東京都子供への虐待の防止等に関する条例(仮称)の基本的な考え方に対する意見募集結果 |
| 資料4 | 東京都子供への虐待の防止等に関する条例(仮称)の検討に対する区市町村意見概要 |
| 資料5 | 子供への虐待の防止等に関する条例(仮称)の項目検討(概要) |
| 資料6 | 子供への虐待の防止等に関する条例(仮称)の項目検討 |
| 参考1 | 東京都子供への虐待の防止等に関する条例(仮称)の基本的な考え方(平成30年9月14日公表) |
| 参考2 | 東京都子供への虐待の防止等に関する条例(仮称)の基本的な考え方に対する意見一覧 |

開 会

午後6時30分

○園尾子供・子育て計画担当課長 それでは、お待たせいたしました。皆様おそろいですので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまより、児童虐待防止等に関する条例案検討の第3回専門部会を始めさせていただきます。

初めに、委員の出席状況ですが、松原委員から御欠席の連絡をいただいておりますが、それ以外の方は皆様おそろいです。

次に、お手元に本日の会議資料を配布してございますので御確認をお願いいたします。

資料1、「東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿」。

資料2、「第2回専門部会における委員意見」。

資料3、「東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）の基本的な考え方に対する意見募集結果」。

資料4、「東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）の検討に対する区市町村意見概要」。

資料5、「東京都子供への虐待防止等に関する条例（仮称）の項目検討（概要）」。

資料6、「東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）項目検討」になります。

以降の資料は、参考資料でございます。

まず、「参考1」は「東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）の基本的な考え方」で、9月14日に公表した資料でございます。

そして、「参考2」は「東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）の基本的な考え方に対する意見一覧」、意見総数335件を掲載したものでございます。

また、資料とは別に、お手元に関係法令集を置かせていただいております。

なお、本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしく願いいたします。

申し訳ございません。ここから審議に入りますので、カメラの撮影につきましては御退室をお願いいたします。

（カメラ退室）

○園尾子供・子育て計画担当課長 それでは、この後の進行は磯谷部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○磯谷部会長 それでは、東京都児童福祉審議会第3回の児童虐待防止等に関する条例案検討の専門部会を開催いたします。早速、審議に入りたいと思います。

本日も、前回に引き続き、児童虐待防止等に関する条例骨子案の検討を行います。事務局のほうでパブリックコメントの結果等をまとめていただいておりますので、資料の説明をお願いいたします。

○園尾子供・子育て計画担当課長 それでは、御説明いたします。

まず、資料2でございます。前回の部会の際に、委員の皆様からいただいた御意見をまとめたものになります。御意見を踏まえ、加筆修正した箇所につきましては後ほど御説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、資料3をご覧ください。9月14日に公表しました「条例の基本的な考え方」に対する意見募集結果となります。92名の方から335件の御意見をいただきました。「参考2」に335件の意見一覧を掲載しておりますが、資料3では4つの視点の項目ごとに抜粋してございます。部会長より、「パブリックコメントの結果を受けた形で部会での議論ができると良い」と御意見をいただいておりますので、一部ではございますが、ここで御紹介させていただきます。

まず、視点①の「未然防止」の「(1) 社会全体での見守り」では、妊産婦や保護者が孤立しないよう、子育て支援施策、地域参加や見守りが重要」といった御意見。

前回、皆様から多くの時間をかけて御意見をいただきました「体罰禁止」について「明記すべき」との御意見。

(3)の「各種健診の確実な受診」の2つ目の「・」になりますが、「定期健診を義務化するべき」といった御意見をいただきました。

視点②の「早期発見・早期対応」の「(4) 通告しやすい環境づくり」では、「通告をためらわない工夫が必要」といった御意見。

「(5) 迅速な安全確認」では、「不動産業者やライフライン業者などの家庭状況を把握しうる民間事業者が、児童相談所に情報提供しやすくなるような規定を設けるべき」といった御意見。

「(6) 関係機関の連携」では、総じてさまざまな関係機関間の連携が重要との御意見をいただきました。

おめくりいただきまして、視点③の「子供とその保護者への支援」の「（７）子供に対する支援」では、「支援が必要な家庭に訪問等定期的な関わりが必要」といった御意見。

（７）の枠の下から３つ目の「・」では、「親権が強く子供が何度も居場所を奪われているので、里親制度を進めるなら親権制度を見直すべき」といった御意見もいただいております。

視点④の「人材育成」の「（９）計画的な人材の確保・育成」では、「児童相談所の人員確保や専門性の向上が重要」といった御意見、「NPOなどの民間団体の活用や、人材育成のための支援も盛り込むべき」などの御意見をいただきました。

この意見募集結果は、本日の部会資料としても公開させていただくとともに、本日プレス発表をしております。

また、本日これらの意見を検討の参考にしていただき、委員の皆様から御意見を伺った上で、さらに検討を進め、改めてパブリックコメントを実施する予定であります。

引き続き、資料４について御説明いたします。

皆様御承知のとおり、虐待対応等を的確に進めるためには、身近な地域で子供と家庭に関わる区市町村との連携・協働が欠かせないことから、本条例の検討にあたり、区市町村との意見交換を実施したほか他、書面による意見募集を行い、その結果をまとめたものでございます。

視点①の（１）では、「子供、保護者や関係機関に向けた虐待防止の普及啓発が必要」、また、「体罰によらない子育てを徹底すべき」との御意見。

（２）では、「未然防止の観点から母子保健施策を盛り込むことは重要」などの御意見。

視点②の（４）では、「条例でも通告義務を明記することで、保護者との関係性を危惧する学校、医療機関等の通告が進むことを期待」との御意見。

（５）では、「転居ケースの情報の適切な引き継ぎを規定すべき」などの御意見。

おめくりいただきまして、視点③の（７）の２つ目の「・」になりますが、「里親制度を推進すべき」、また、「社会的養護のもとで育った子供について、自立支援も含めたより広い視点での地域理解を促進すべき」との御意見。

（８）の２つ目の「・」になりますが、「施設入所児童を家庭に帰すにあたり、保護者支援が重要」など、現在検討しております条例案の後押しをいただく御意見を多数いただいております。

資料３及び資料４の説明は、以上でございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

今回、パブリックコメントの募集に対して92名の方々から御意見をいただいたということで、私としても大変ありがたいと思いますし、お寄せいただいた方々に感謝を申し上げたいと思います。本日の議論に生かしていきたいということは当然でありますけれども、恐らく児童福祉の実務においてヒントになることを多々お寄せいただいたと思っておりますので、ぜひ現場でも生かしていくようお願いをしたいと思います。

また、区市町村からの意見につきましても、児童相談所とある意味、両輪でこの児童虐待に取り組んでおられるところからの御意見ということで、非常に貴重な御意見だと思っておりますので、これもあわせてしっかり検討させていただきたいと思っております。

それでは、引き続き事務局のほうから資料の御説明についてお願いいたします。

○園尾子供・子育て計画担当課長 それでは、資料5及び資料6について説明をいたします。

資料5は前回もお示しした資料でございます、6つの項目の中で条例に盛り込む内容の概要を記載しており、条例案の全体像をお示しするものです。

前回からの変更箇所は下線を引いており、下線の変更点を御説明いたします。

まず右上の【連携・情報共有】の中に、「児童相談所間の的確な引継ぎの実施」を追記しております。これは、先月公表されました国の死亡事例等検証結果を踏まえ、追記したものでございます。

次に、「社会的養護・自立支援」の項目の【社会的養護の充実】の箇所で、前回の部会の御意見を踏まえ、「家庭的養護」としていた表記を「里親等委託の推進」と修正してございます。

3点目は「人材育成・その他」の【人材育成等】の項目に、前回の部会の御意見やパブリックコメントでの御意見を踏まえ、「民間団体との連携・支援」を追記してございます。

詳細につきましては、次の資料で御説明いたします。資料6をご覧ください。こちらの資料につきましても、前回お示しした体裁となっております、資料の左側に「考え方・方向性」を記載し、右側に「項目の例」を記載してございます。こちらも変更した箇所に下線を付しておりますので、その箇所について御説明いたします。

まず「総則」の【目的】の中で、前回の部会で「子供の権利を盛り込むべき」との御意見をいただきました。この点につきましては、右側2つ目の「○」の後段に「子供の権利利益の擁護」と記載してございます。これは、児童虐待防止法の目的に規定されている文言であり、下の「基本理念」に重なる部分もございますが、児童福祉法に規定する子供の

意見の尊重や、最善の利益優先の考え方を踏まえ、記載しているものです。

おめくりいただきまして、【責務】の中の「保護者の責務」に、体罰等の禁止に係る文言をどのように盛り込むかについては前回の部会やパブリックコメント、区市町村の意見もさまざまあるところですので、後ほど別の資料で改めて御説明いたします。

その下、「未然防止」では、前回の部会で「健診受診について、子供の健康と安全を確実に確認するためという趣旨を明記すべき」との御意見をいただきましたので、考え方に「母子保健施策は、妊産婦や子供の健康の保持・増進のみならず」と追加してございます。

同じく「未然防止」の一番下の「※」印の部分ですが、前回の部会で「子供自身への普及啓発により虐待や体罰を受けず育つべきであることを、自ら認識できることが必要であり、条例の規定では学校に限らず、児童館や子供の居場所など、幅広く普及啓発することが重要」との御意見をいただきました。

この御意見を踏まえまして、右側、「普及啓発」の箇所に「子供自身が守られるべき存在であることを認識し」と追記し、東京都が情報提供や啓発をするのは、学校の他、「放課後の活動場所」等も追記しました。

おめくりいただき、「早期発見・早期対応」の【通告しやすい環境づくり】の「※」印の箇所ですが、前回部会にて、通告は「子供の安全確保、虐待防止だけではなく、当該家庭の子育ての大変さが発覚し、リスクの高い保護者への支援が始まる契機となるものであるため、その趣旨を盛り込むと良い」といった御意見や、「通告者も、子供自身も、通告、相談した後、どのようになるかわからず、通告をためらってしまうため、通告や相談によって子供が守られ、通告者も困ることがないことを周知することが必要」との御意見をいただきました。

この御意見を踏まえ、考え方に、通告の義務だけでなく、「通告は、子供の安全確保のみならず、子育ての困難さを抱える家庭・保護者への支援の契機となるもの」と通告の趣旨も追記しております。

おめくりいただきまして、下段の【連携・情報共有】の中の右側、上の「○」に先ほども触れましたが、先月公表された国の死亡事例等の検証結果を踏まえ、「児童相談所間で事案の移管を行う場合、その緊急性又は重症度に応じ、的確に引継ぎを実施」と追記しております。

また、前回の部会で「児童相談所が子供家庭支援センターを『後方支援』するという表現は東京ルールなどを策定し、連携・協働している都の現状になじまないと思われ、別の

表現にしたほうがよい」などの御意見を踏まえ、「後方支援」の文言を削除し、「児童相談所は子供家庭支援センター（その他の区市町村機関）と密接に連携又は協働」との文言に修正してございます。

おめくりいただきまして、「社会的養護・自立支援」の項目については、前回、家庭的養護という言葉について、東京都では里親等の施設のグループホームを含めたものとなっているため、「いわゆる家庭養護原則の考え方等を踏まえ、里親制度推進を明記すべき、また、里親制度の推進のための支援は、支援者支援の必要性とも合致する」との御意見や、「施設退所者等へのアフターケアについても盛り込むべき」との御意見をいただきました。

御意見を踏まえ、右側ですが、「家庭的養護」の文言を「里親等委託の推進」と変更しております。

また、その下の「○社会的養護のもとで育った子供等への理解、円滑な社会的自立のため、必要な普及啓発・支援を実施」の「支援」には、「施設退所や里親等委託解除後のアフターケアを含む」としております。

おめくりいただきまして、「人材育成・その他」の【人材育成等】では、前回の部会やパブリックコメントでの「民間団体との連携・支援が必要」との御意見を踏まえ、右側の3つ目「○地域で子育て支援や、虐待防止に取り組む民間団体との連携・支援」を追記しております。

次に、資料6別紙をご覧ください。「体罰等の禁止に係る規定」についてでございます。前回の部会においてもさまざまな御意見をいただき、パブリックコメントや区市町村の意見交換でも、「体罰禁止」や「体罰によらない子育て」を明記すべきとの御意見をいただいているところでございます。前回部会で複数の規定を例示し、議論を重ねてはとの御意見をいただきましたので、幾つかの例示を記載してございます。

上の「■」は、保護者の責務に体罰の文言を明記するもので、「体罰は一般的に浸透した文言であり、お仕置き・罰として、叩く、長時間正座させるなどの手段を用いることは不適切又は許されないことであることを発信するには有効と考えられる」ことから、規定の例としましては「○しつけに際して、体罰又は品位を傷つける形態による罰を与えることの禁止」としております。

「しつけに際して」というのは、虐待防止法の規定により、「体罰」以降は、国連の子供の権利委員会の一般意見として明記されている部分を一部引用しています。

次の「■」は、「体罰の文言は使用せず、行為の態様等により規定」するもので、3つ

例示してございます。

考え方としましては、「しつけとして、場合によっては「体罰」が必要との考え方も依然としてあり、また、体罰としての行為の程度もさまざまであり、子供の受ける影響や具体的行為を例示するような文言のほうが都民・保護者に浸透しやすい」点があるかと思えます。

例の1は、前回部会でお示ししたものを一部修正したもので、「しつけに際して、子供の健やかな成長を阻害する、身体的又は精神的な痛みを与えることの禁止」としております。「子供の健やかな成長を阻害する」と記載することで、客観性を担保すると思えますが、前回部会では「共感性の乏しい保護者には「苦痛」と表記した場合、規定の意図が伝わらない可能性がある」との御意見もいただいております。

例の2は、「しつけに際して、叩く、怒鳴るなど子供に対する有形力の行使又は品位を傷つける行為の禁止」とし、叩くなどの具体的行為を例示し、客観性を担保するものと考えます。

例の3は、「子供の行動を正し、管理(コントロール)し、又は変化させるために、身体的又は精神的な痛み又は不快感を与える行為の禁止」としており、保護者の意図を強調した記載としております。

もう一つの例示としまして、保護者の責務には規定せず、都の責務として規定するもので、規定の例としまして「体罰によらない子育てについて啓発」としてしております。これは下の備考に記載しているように、民法に規定する「懲戒権」については、「場合によっては体罰もありうる。ただし、度を越した懲戒は親権の乱用となりうる。」との、このような解釈例もあるところを、あくまでも参考として御紹介させていただきました。

平成28年度の虐待防止法の改正においても、体罰禁止を盛り込むべきとの意見があった中、規定されず、参議院厚生労働委員会の附帯決議として「体罰によらない子育てを啓発すること」と、「今日の家族を取り巻く状況の把握に努めるとともに、国際社会における議論の動向等を踏まえ、親権を行う者の懲戒権の行使の在り方について検討すること」とされ、その後、厚生労働省は「愛の鞭ゼロ作戦」として、体罰によらない子育てについてキャンペーンを展開しており、体罰禁止の考え方をとっていることによるものでございます。

また、先月公表された国の死亡事例検証に関する専門委員会の提言に、「子どもに対する有形力の行使は、子どもの精神又は発達に様々な悪影響を及ぼしうるため、基本的には

不適切であることを徹底するなど、体罰によらない子育ての推進」が必要とされております。

体罰等の禁止に係る規定の部分については、本日も御意見をいただきたいと思っております。

資料5と資料6の説明は、以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

それでは、早速、項目ごとに審議を進めてまいりたいと思います。資料5と、それから資料6は1ページと2ページが「総則」と、それから「未然防止」の部分ということになります。この点につきまして、まずはどなたからでも結構ですので御発言があればと思います。いかがでしょうか。

では、山下委員どうぞ。

○山下委員 まず「総則」部分のところで、私は常々、子供の権利の主体性ということの大切さをぜひ入れていただきたいということを申し上げていたところです。最初、もともと【基本理念】に入っていたところとは別に、今回、【目的】のところで右側の「項目の例」として「子供の権利利益の擁護」というふうに、さらに具体的に【目的】にも子供の権利の事項が入り、【基本理念】のところにも入り、より明確になってよくなったかと感じました。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

ちょっと前後しますが、事務局に確認なのですが、最終的な児童福祉審議会としての成果物としては、この資料6の体裁のものになるという理解でよろしかったでしょうか。

○園尾子供・子育て計画担当課長 おっしゃるとおり、資料6の体裁になります。

○磯谷部会長 資料6は今、いろいろと前回の議論を踏まえて書き込みをしていただいておりますけれども、基本的には「※」印は今回の議論の参考という趣旨で、最終的には「※」印のものは外れるという理解でよろしいでしょうか。

○園尾子供・子育て計画担当課長 「○」のところが、実際の規定の項目になってまいります。

○磯谷部会長 それと、左側の欄に「★」印で書いていただいている「考え方・方向性」というのも、児童福祉審議会としてまとめた結果となるという理解でよろしいですか。

○園尾子供・子育て計画担当課長 はい。

○磯谷部会長 ありがとうございます。最初に確認をさせていただきました。

それでは、今、山下委員から子供の権利のお話が出ましたけれども、他の委員の方々いかがでしょうか。

では、藤岡委員お願いします。

○藤岡委員 私も、子供の権利というのを「総則」の最初に置くというのは非常に大事なことで、これがここに置かれることによって、その後の論議の一貫性があるというか、一本軸が入るかと思しますので、よろしいかと思いました。

○磯谷部会長 ありがとうございます。いずれも賛成の意見ということだと思います。

他には、特に子供の権利の部分で御意見はいかがですか。大丈夫ですか。

それ以外の点につきましても、どうぞ御発言いただければと思います。

では、秋山委員お願いします。

○秋山委員 「未然防止」のところで、今回のパブリックコメントの「社会全体での見守り」というところの上から2つ目に「何が虐待なのかを明示し、理解するための普及啓発の充実が必要」とあります。この普及啓発というのが、私はとても大事だと思っています。項目の例では、普及啓発が子供自身への情報提供、啓発だけになっていますので、都民や保護者へとか、何か全体に啓発するようなものをここに入れるのはいかがでしょうか。

○園尾子供・子育て計画担当課長 資料6の2/6の右側の一番上に「東京都の責務」という箇所がございます。その中の一番下の「・」に、「虐待防止及び虐待を受けた子供の成長や自立に対する理解に資する、広報、普及活動」を「東京都の責務」として規定し、東京都として幅広く普及啓発をしていくということをここで盛り込んでおります。

あわせて、3/6の【通告しやすい環境づくり】の2つ目の「○」に、「虐待通告義務の履行の趣旨の周知、通告しやすい、又は虐待を受けた子供が自ら相談しやすい環境及び体制の整備」と記載しておりますとおり、こういったところにも要素としては入っているものと考えております。

○磯谷部会長 ありがとうございます。一応そういうふうな形で、広報、啓発ないし普及というところについては、事務局のほうとしては盛り込んでいるつもりですというお話ですが、いかがですか。

○秋山委員 全体的にはそれでいいと思いますが、今回は、保護者に強く啓発を求めていきたいと思うので、ここに保護者に対する文言を入れることは無理でしょうか。

○園尾子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。御意見として承りまして、検討

させていただきたいと思います。

○磯谷部会長 今の御意見は、具体的には資料6についていえば2ページの右上のところにある「東京都の責務」の中で保護者に対する広報、普及活動というところもある意味、特出しをするような形がいいのではないかと、こういうふうなことかと思いました。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

○大竹副部会長 今、出てきた「未然防止」の2/6のところなのですが、「普及啓発」ということで「子供自身が、守られるべき存在であることを認識し」というところと、左側に「※」印である「育つ人間であることを認識する」と、ここの前段ではやはり子供への人権教育とか、権利教育とか、まず自分たちがどういう権利を持っているのかというところをしっかりと子供たちが自覚することが未然にもつながっていくのではないかと思いますので、情報提供ということだけではなくて、やはりその前段ではきちりと子供自身が持っている人権について、子供自身がしっかりと認識するような教育というものが大事ではないかと思いますので、何かそんな文言が入ればいいかと思いました。

○磯谷部会長 事務局のほうから何かコメントはございますでしょうか。

○園尾子供・子育て計画担当課長 学校や、今回放課後の活動場所等での普及啓発というところは考え方として入っておりますけれども、今の御意見についても承って検討させていただきたいと思います。

○山下委員 多分、今、大竹委員が感じられたことは、この資料ですと2/6の右側のところにある「普及啓発」の「必要な情報提供」の部分で、今のままだと、例えば学校で何かのお知らせですというふうに情報提供するという形になっていますが、伝えるだけ、知らせるだけということではなくて、子供自身がそういう権利の主体であって、こういうことが被害で、こういうことがSOSを出せるのだということを知るというよりは、学ぶ、身につくというような伝え方の普及啓発ということをイメージされたのかなと思います。

今、この右側の情報提供に代わる何かいい言葉があればいいなと思いつつ、今は「学校で情報提供」するということなので、学校で学ぶ、身につけるというところを、何かもうちょっと伝えやすい言葉があればいいということですよ。

○大竹副部会長 そうですね。

○磯谷部会長 山下委員のほうから、さらにもう少し具体的なお話もございましたけれども、大竹委員からこの点について何かさらにコメントはありますか。

○大竹副部長 被措置児童虐待の対応の中でも、子供たちに、自分たちが施設で生活する中でどういう権利があるのかということをしかりと自覚し、教育を受けることが大事だと思っているところです。職員から何かされたときにも、それは違う、自分たちにはこういった権利があるのだ、人権が守られなければいけないのだということ、子供たち自身が知っておくということはすごく大事なのだというところでいくと、ここは認識、情報提供で、先ほど山下委員からおっしゃっていただいたように、子供自身がしかり教育を受けるといことが未然防止にもつながっていくのではないかと強く思った次第です。

○磯谷部長 そうすると、教育という言い方もありますし、先ほど山下委員がいろいろおっしゃっていただきましたけれども、学ぶとか、身につけるとか、そういうところもありますし、特に福祉的なことからすると育ちの中でそういうものを身につけるとか、いろいろ表現の工夫はありそうな感じはします。確かに情報提供という一方的なものではなくて、もう少し継続的で染み込んでいくような言葉にできればということで、これはなかなか注文が難しい感じがしますが、御検討いただければと思います。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。1ページ、2ページあたりですけれども、先ほど事務局からお話がありました体罰の問題ですが、体罰禁止についてはいわゆるパブリックコメントの中でも御意見として出てきておりましたし、また区市町村からの御意見としても出てきております。そういう意味では非常に関心が高いところだと思います。一方で事務局の御説明のように、定めるとしてもバリエーションがあるということが指摘をされております。基本的に、この中でも、趣旨としては体罰の禁止の規定をぜひ盛り込んでいきたいというところは前回、前々回ともあったかと思うのですが、具体的な定め方について何か御意見をいただければと思います。

では、藤岡委員お願いします。

○藤岡委員 事務局のほうからかなりバリエーションを御用意いただき、基本的にはこの趣旨が盛り込まれるということは恐らく大前提で、どこまでどう書き込むかというところがこれから議論になるのかなと思っているところです。

体罰によらない方法をとることができる親であれば、そもそも体罰を書く必要もないということがあるのですが、そのあたりのところがうまくできていないことによって体罰に近いこと、あるいは体罰を書くことによって注意喚起をするということがまず第一歩ではないかという非常にメッセージ性が高いところかと思っています。

そういう意味で、書き方はこれからの議論になるのでしょうかけれども、メッセージ性が

高い文言を入れるべきではないかという意見はまず申し上げたいと思います。

その具体的なものとして、体罰を入れるかどうかは、皆さん御心配なようになり踏み込むことになるかと思うので、そこは慎重な論議をこれからしていただければと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。メッセージ性というところからすると、余り難しい言葉になるとつらいところがあるかなという感じはします。

藤岡委員や山下委員はもともとこういう問題にかかわっておられるし、特に山下委員は弁護士で「有形力の行使」などという言葉には慣れているでしょうけれども、秋山委員や大竹委員から見て、この「有形力の行使」という表現はどんな響きを持ちますでしょうか。

○大竹副部会長 イメージがつかないです。この有形力という言葉聞いたときに、私自身はほとんどイメージが湧かないです。

○秋山委員 お役所の言葉ということで、スルーしてしまうような感じはあります。

○磯谷部会長 確かに、最も伝えたい、保護者の方たちに、「有形力の行使」という言葉で伝わるかというところはかなり疑問という感じでしょうか。そうすると、藤岡委員がおっしゃったメッセージ性という意味でも、「有形力の行使」という言葉はなかなかとりにくいところがあるような感じですかね。

他にいかがですか。先ほど藤岡委員のほうから、ある視点を提供いただいたのですけれども、検討していくに当たって何か踏まえる視点とかはいかがですか。

1つ事務局に確認したいのは、資料6別紙の前段に【保護者の責務として規定する場合】、後段に【都の責務として規定する場合】とありますけれども、これは両立し得るものであるという理解でよろしいですか。

○園尾子供・子育て計画担当課長 基本的には、上で「保護者の責務」として規定した場合の規定の例をお示ししています。一番下の「都の責務」として規定した場合の規定例については、最低でもこの下の部分は盛り込みたいという考え方でお示したものです。

盛り込み方については御意見をいただければと思っておりますが、今の段階では「保護者の責務」か「都の責務」のどちらかを規定することで考えております。

○磯谷部会長 わかりました。理屈上は両方とも併記というのは論理的にはあり得るのかなとは思いますが、そのあたりのことも含めて御意見をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

では、山下委員どうぞ。

○山下委員 多分、今の「保護者の責務」として規定するか、「都の責務」として規定する

かのところについては、やはり「都の責務」だと弱いし、国と変わらない。何か都独自にメッセージを出すという観点からすると、積極的に都のメッセージとして出すのであれば、「保護者の責務」として書くことがよいかと思います。

ただ、そのときに体罰という言葉を用いるのか、具体的な対応で示していくのかというところが本論になっていくのかなと、私はそういうふうに取り扱っています。

○磯谷部会長 確認ですけれども、要するに都の責務として規定するだけでは弱いという意味で、都の責務を規定することについてはいかがですか。

○山下委員 反対というわけではないです。

○磯谷部会長 わかりました。そうすると、やはり保護者の責務としてはきちん書いていくべきだというのが山下委員の御意見かと思えますけれども、他の委員の皆さまはいかがでしょう。

藤岡委員、何かございますか。

○藤岡委員 「保護者の責務」として書くというところに非常に意味があると思います。このことが保護者の責務であるということのメッセージ性は非常に高いと思うので、ぜひそこは強調されるべきところかと思ったところです。

○磯谷部会長 ありがとうございます。そうすると、ある程度絞られてきました。まず、都の責務ということだけではちょっとそれは足りないだろうということと、体罰の文言を使わないで「有形力の行使」という言葉で定めていくとちょっと伝わりにくいということだとすると、あと残っているのは体罰という言葉は正面から使うか、少し具体的な形で書くかというふうなお話になるかと思えます。なかなか悩ましいところですが、このあたりの御意見はいかがでしょう。

秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 今回は条例をつくるというとても大事な機会、今だからこそ強く言えるという時期ではないかと思えます。そうすると、私は「しつけに際して」という一番上の「○」のような形で定めるのでいいかと思えます。

○磯谷部会長 他にはどうでしょうか。

では、藤岡委員お願いします。

○藤岡委員 少し具体的な話題にしなければいけないかなと思って発言をさせていただくですけれども、基本的に体罰を入れる、または品位を傷つける形態による罰を与えることの禁止という言葉がここに入る意味は非常に大きいというふうに私も感じているところで

す。

それで、この会議の中でもお話をしたように、この言葉の強さがある意味ではひとり歩きをすることによって、例えば体罰を電車の中とかでしまう保護者の方に対する周囲のまなざしが非常に厳しいといえますか、本当は苦しい中で体罰をしてしまっている、あるいは他に方法を知らないことによってそうなっている親に対するまなざしが非常に厳しいものになると、結局は隠れてやるというか、行動は変わらないということになりかねない。

そういう意味では、全体のバランスの中で通告というのが支援の開始であるというようなことも高らかにうたってあるということも非常にすばらしいなと思っているのですけれども、そこでのバランス等が、他の近隣の支援というようなことも含めてあった上で、ここはやはり踏み込むということに非常に意味があるかと私は感じているところです。

言い方をかえますと、叩く、怒鳴るというようなことを例示すると、かえって、これはいいのか、あれはいいのかなどの細かなところにこだわる保護者の方もいらっしゃるかなということも思うのです。体罰の禁止とすることで、やはり体罰というのは基本的に子育ての中ではやめましょう。かつ、体罰によらない子育てについても力を入れていくというところが、逆にすごく強調されていくことになるかと思うところです。

あとは、学校では明らかに体罰は禁止されているわけでありまして、施設におきましても禁止されているのですけれども、虐待を受けたことによって施設入所になった子供に対して、施設職員が仮に体罰をすると、自分は体罰を加えて虐待したにもかかわらず、職員たちに非常に厳しいまなざしを向ける保護者の方もいらっしゃいます。

つまり、その非常に内部矛盾といえますか、学校と施設では許されないということは浸透してきているのですけれども、家庭ではそこが温存されているということの弊害がやはりそういうところにも出ているかなということをおもうので、保護者の責務であるということをしかりと明記して、かつ文言としても具体的に体罰という言葉を使うということは、皆さんの御意見も聞かなくちゃいけないと思うのですけれども、私は必要だと思うところです。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

私も若干意見を言わせていただくと、この痛みとか不快感というところは、ここの中でも、「共感性の乏しい保護者には「苦痛」と表記した場合、規定の意図が伝わらない可能性がある」と書かれていますけれども、一方、子供のほうも虐待を受け続けた子供はいわゆる解離などが生じているということもありますし、また、子供が痛みを感じるか、不快

に感じるかというところを基準とすると、親の前ではとても痛みがあるとか不快感があるとは言えないお子さんも多々いると思いますので、やはり子供に基準を頼るのはとても子供にとって厳しいかな、つらいかなという感じはいたします。

また、先ほどの、叩く、怒鳴るという例示は、一面ではまずわかりやすいというところはある一方で、漏れなくそれを規定するというのは、なかなかこれはまた難しいというのも確かで、それで多分、事務局は工夫してくださったのがこの「有形力の行使」なんですけれども、それがなかなか響かないとすると、いい言葉というのは難しいなという感じはいたします。

それで、今のところ、体罰を正面から禁止という形で書くということに幾つか支持する御意見がありましたけれども、逆に事務局のほうから何か懸念をされる部分であるとか、そういうところももしありましたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○園尾子供・子育て計画担当課長 体罰という言葉は、受け取る側のさまざまな解釈があるのかなと懸念しており、何をもって体罰と捉えるかがわかりづらいのかなという部分があります。

先ほど言葉がひとり歩きしないか懸念されるというお話もありましたが、体罰を書くとしても、体罰とは何かということを書かないといけないのかなと思います。

一方で、保護者の体罰を定義しているものが現状ではないので、そこが我々としては苦しいなと思っているところでございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。体罰というものの定義づけといたしますか、そのあたりの御懸念だと思えますけれども、それについてはいかがですか。

では、山下委員どうぞ。

○山下委員 私は、前回、体罰と明記する案も、あるいは体罰と書かずに具体的な行為でいく案も、どちらもありで悩んでいますというふうに申し上げました。今も悩んではいるところで、要は体罰という言葉が学校教育法上にもあって、だけど結局、では体罰というのはどんなものか、また別にガイドラインが必要になったり、ここでまた体罰とだけ書くと、そちらとの関係はどうなるのかとか、現にこれは体罰なんですか、どうなんですかという話が始まっていくかと思えます。

そうすると、具体的な行為を条例で文言としては書きつつ、これを体罰と実質的には言っているのですよ、だから体罰を禁止しているのですよというような方法も一方であるかなというふうに今も思っているところではあります。

ただ、子供自身が例えば盗み行為をしているとか、嘘をつくという悪いことをしているから私は叩いているのです。だからこれは虐待じゃない、しつけですと言っている保護者に対して、そうではないですよ。しつけというのは、ちゃんと言葉とか議論とか、そういうものを通してやっていくことであって、そこで叩くというのはだめですよ、虐待ですよというメッセージを一番伝えたい。

そのときに、今、工夫して3つ例を挙げていただいているのですけれども、「有形力の行使」ではそのメッセージが届かないのだということであると、逆にやはり「体罰」ということを言った上で、具体的な場面で保護者をきちんと説得していくという作業が必要なのかなと今は、少しそちらに傾きつつあります。このパブリックコメントと、それから区市町村から御意見をいただいたときに、どちらにもやはり体罰ということを示していたきたいという言葉があるのだとすると、平成28年の児童虐待防止法改正のときにそこまで条文には入らなかったけれども、それぞれの状況を踏まえて考えていくということからすれば、そこから約2年たった今、こういった議論と、国際的な状況を通して、東京都としては体罰という文言を入れてメッセージを出していく。それで、個々の具体的な場面で、児童相談所なり関係機関が保護者とそこの条文を通して議論が進んでいく。それで、子供が守られていくというのもありかなと、思っているところです。

あるいは、折衷案として具体的な例を入れて、括弧で、この条例ではこれを体罰といいますというような書き方もあるかなと思ったのですけれども、結局、そうすると今、藤岡委員がおっしゃったような、ではこれは違うのかとか、そういう議論がまた始まって堂々めぐりになっていくのかなということも思っているところです。

○藤岡委員 わかりやすさという意味においては、山下委員がおっしゃっているように例示をすることはやはり必要で、メッセージ性という意味においては必要かということと思うところですが、そのときにどの具体的なものを例示するかという部分はかなり重要になってくるような気がします。それで、叩く、怒鳴るという、いわゆる暴言と、それから身体的な攻撃のほう为例示として入っているのはすごくいいかなと思っているところです。

以前、この会議の席でもちょっとお伝えしたことがあったのですけれども、ヨーロッパの中では、ずっとスウェーデンは先駆けているのですが、フランスが非常に保守的というところもあって、お尻をたたくというところは温存してきた経緯があるのですけれども、それさえも今回はもうやめにしようということになったわけです。

そういう意味では、叩くと書いたとしてもこのくらいは許されるかもというような解釈

は残ってしまうけれども、やはりその向こう側には品位を傷つけるとか、子供の人権という理念が最初のほうで高らかにうたわれている限り、叩くということはやはりお尻ぺんぺんでもだめだということにはなるかと思うので、例示についてはどういうものを例示するかということは御考慮いただければと思うのですけれども、わかりやすさからいったらやはり必要かもしれないと思っているところです。

○磯谷部会長 ありがとうございます。条例に書くというところで、その定義についてもいろいろ御意見がありましたけれども、第一には、やはり藤岡委員がおっしゃったように、この規定の意味というのはメッセージ性なのだと思います。言ってしまうと、この規定によって何か行政処分に展開をするとか、児童相談所がこういうケースはかかわるとかということではなくて、それはそれで全く別の基準が既に動いている。それで、何かこのことを規定することによって違法性が阻却されるわけでもないし、あるいは何かペナルティーがつくわけでもないということからすると、本当にこれはメッセージ性に尽きると言ってもいいのだろうと思います。

そうすると、定義について、例えば学校教育法の体罰というのは、やることによって教員が懲戒の対象になり得るということになるので、何が該当するのかというのはかなり細かく定めますけれども、条例における体罰の規定は保護者に対するメッセージですので、そこまで細かく定める必要があるのかということもあります。

また、法律の中でも、例えば虐待という言葉も、民法上の虐待と児童福祉法上の虐待というのは違うというのが解釈とでもありますから、学校教育法の中での体罰と、条例でいう体罰が必ずしも一致をしなくても、それぞれ、条例なり法律なりの目的によって解釈をしていけば足りるのかとも思います。

あとは、例示について盛り込むかどうかというのは1つあります。ここの中で例示を盛り込むか、あるいはここでは端的に体罰または云々という形にしておいて、実際の広報活動の中で具体化していくというものもあると思いますけれども、もし条例の中で盛り込む場合には何々が含まれるというような形で代表的なものを書いておくと、逆にそれ以外のものでも当然含まれる可能性はあるので、そういう書き方もあるかと思っています。

それから、備考にある懲戒権の解釈例ですけれども、法律に明記されて体罰は許容されるというふうに書いてあるから、条例でどこまで定められるのかというのはありますけれども、第一に、これは基本的には学者の解釈の一つにすぎないということと、加えてさっき山下委員のお話にもありましたが、本当に時代が変わってきて、虐待がこれほど深刻化

している。厚生労働省も今、一生懸命訴えていますけれども、今、脳科学からしても本当に大きなダメージを子供が受けるということも明らかになってきている。そういう中で、果たして懲戒権に体罰が含まれるという解釈を一体どれほど支持する学者がいるのかというところは、率直に言って、法律家としても疑問を感じますので、そのあたりもそれほど問題視する必要はないのではないかというふうに、私は思います。

山下委員から、もし修正があれば言っていただければと思います。

そういうところも考えると、先ほどの議論も踏まえると、基本的には私どもとしては一番上の「○」のところぜひお願いをしたい。

加えて、あとはやはり例示、具体的なものをどうつけるかというところで、これはどうですか。条例の中で少し書いていったほうがいいのか、あるいはむしろそのところは、それこそまた一般の方々の理解度に従って徐々に掘り下げていくのかとか、いろんな価値観はあるかと思えますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○藤岡委員 やはり、メッセージ性からいうと、例示があるなしは大きいかなと思います。

ただ、余り書き込み過ぎると、今度は解釈が広がるような気もするので、主たるものを選んでいただければいいのではないかと思います。

○山下委員 先ほどから中途半端で申し訳ないのですが、私はどちらもあり得るなという思いであります。具体的に書いたほうが伝わりやすいという点では藤岡委員と同じ意見なのですが、他方で、もしも体罰という言葉で書くのであれば、先ほどの懲戒権の考え方だって時代に応じて変わってくるように、虐待の概念についても時代に応じて変わっていくということを考えていくと、逆に体罰という言葉を使うのであれば、そこでとめて、では、より体罰というのは何だろうというのをそのたび、そのたびに状況の変化、時代の変化に応じて柔軟に対応できるようにしておくという方法も一つあり得るかなと。他の委員の方はいかがでしょうか。

○磯谷部会長 いかがですか。この点について、御意見ございますでしょうか。

○大竹副部会長 自分の認識としては、体罰というと、叩くとか、怒鳴るとか、そういうことは通常一般の方々にも伝わっているのではないかとこのところできくと、体罰を例示して並べていくと、最後は「等」とか「含む」みたいな形になって、いろんな広がりが出てくる。

ですから、ここでは体罰という言葉で、あとは都民の方々が理解できればいいのではないかとこのように思いますので、例示まではいらぬのではないかと今は思っているの

すが。

○秋山委員 体罰は、やっている人が、自分でこれは体罰と覚えることがあると思うのです。だから、それを規定してしまうと、これは入らないという逃げのところを作ってしまうので、これはひょっとしたらやってしまったというようなニュアンスを残すために、例はつけないでこのままでもいいという気がします。

○磯谷部会長 ありがとうございます。いずれにしても、それをまた考えていくことがむしろ本当は重要で、書いたからおしまいという話ではないことは確かだとは思いますが。

では、時間もありますので、この体罰についての議論は一旦締めたいと思います。

最初の「総則」と「未然防止」について、他にはいかがでしょうか。

とりあえず一旦、先に進んで、もしまた思いつかれたら戻っていただくということにしたいと思います。

では、次の「早期発見・早期対応」、それから「虐待を受けた子供・虐待を行った保護者への支援」についていかがでしょうか。資料6でいきますと3ページ、4ページ、そして5ページの上半分です。この部分について、御意見をいただきたいと思います。

○藤岡委員 3ページの【通告しやすい環境づくり】の一つ目の「★」のところで、「子育ての困難さを抱える家庭・保護者への支援の契機となる」ということを入れていただいているのが、とてもメッセージ性が高いと思います。やはり近隣からの通告が近隣トラブルのもとになったり、あるいは近隣トラブルを反映したものであったりということもありますが、このことをきっかけにして、トラブルにつながらない通告というところと支援というところがつながることがすごく大事かと思っていますので。

ただ、言葉の使い方の部分で通告ということが強調されてしまうと、支援というところがちょっと薄くなるような気もするので、通告支援とかという言葉にしたほうがいいのか。今のままだでも支援のことが書いてあるのでよろしいかとは思うのですが、ちょっとそこは気になったところでした。

○磯谷部会長 藤岡委員の御発言は、要するに、通告が支援の契機になるのだということをどういうふうに書き込んでいくかという視点での御発言だったかと思っています。

確かに、通告義務そのものは児童福祉法にも児童虐待防止法にも書いてあるし、そういう意味では、そのこと自体を条例にまた書く意味というのは実は余りないのですけれども、その中で通告することは支援なのだと、支援につながるのだということをもし書き込むとすると、それは多分、国の法律で言っていることについて、さらに一層浸透させるのに役

立つ内容なのかなとは思いますが。

そうすると、どういうふうに書き込むかですけれども、例えば支援の契機となることを踏まえとか、そういう形で書くとかが考えられます。先ほど名称を通告支援というふうな形で表題をつけるという御意見も一つのアイデアとしてありましたけれども、このあたりについて他に御意見はいかがでしょうか。

○山下委員 虐待を発見して通告しようかなと思った人が、この通告が子供を守ることになるのだけれども、他方で親を罰するみたいな話になってしまうのかと思ってためらうところを、そうではなくて子供も親も含めて家庭の支援につながるのだよということが都民の皆さんにわかって、なるべく早期発見につながるように、そこをわかりやすく条例でメッセージとして出すというところは、まさに私も大賛成です。そうすることで、次の4ページの【児童相談所等の調査】にある児童相談所の調査と民間の機関に情報提供を依頼していくというところともつながるところがあるのかなと思うのです。通告のことだけでなく、通告を受けて児童相談所が調査をして、その家庭と何かかかわりのある民間団体のところに、この御家庭のことで知っていることがありますかというふうに尋ねたときに、その情報を民間団体とか民間業者が出すことでどうなるのか。

要は、通告することのイメージが親を罰する方向に働いて、逆にその親から何で情報を提供したのだと訴えられるかもと身構えて、その御家庭を支援する、あるいはその子供を守るために必要な情報がとりづらいというふうに働いてしまってもよくないだろうと思うのです。

前回の部会で、児童相談所が調査できるという権限だけでなく、提供しなければならないという義務の形でつける必要があるかというのは、そこまで要らないのではないかということをお願いしたと思うのですけれども、何か提供しなければいけないという義務ということよりは、多分民間業者、民間団体からすると、出しても大丈夫なのか、あるいは出したほうがプラスになるのかというところの安心感がなければ、通告義務だけ定められていても情報を出せないというところになるかと思うので、児童相談所に情報を提供しても大丈夫なのだと、出どころがわからないようにちゃんとプライバシーを確保されるとか、万が一、親のほうから言われてもちゃんと児童相談所も含めて守ってもらえる安心感とか、そういったところが必要かなという気がします。

ただ、条例の中でどこまでそれを入れられるかというのはちょっと工夫が要るし、細かなところまで書かずとも、先ほどからメッセージという話が出ていますけれども、民間団

体、民間業者の方々に大丈夫ですよと、それが子供の支援につながるし、家庭の支援につながるのですよというメッセージが条例の中に入るといいかなと思います。

ですから、通告しやすいというところと、調査のところは、実は同じ部分があるかと思っています。

○磯谷部会長 ありがとうございます。非常に重要な御指摘で、通告と情報提供というのは、そういう意味では、同じなのですよ。視点としても、支援に必要だということがやはりある。

ただ、そこが、法律レベルでも、通告とその他の情報提供というのは、結構分けて書かれていて、一方は本当に義務として書かれているのに対して、一方はそうではないとか、そのあたりというのは本当はいいのかわかりませんが、法律がそうなっているところもあって、共通して書くのが少し難しい場面もあるかなとも思いました。

さて、まずは最初のほうの通告について、やはり支援の契機になるとか、支援にとって必要だとか、そういうことを条項に盛り込むことについて、何か事務局のほうで御懸念などはありますか。

○園尾子供・子育て計画担当課長 我々として、狙いはこの左側に書いたとおりです。それをどういう形で実際の条文に落とせるかについてはこれから考えていきたいと思いますが、その趣旨はとても大事だと思っておりますので、盛り込むよう考えたいと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。多分、法律と同じことが書いてあるじゃないかというのと、いや、こういう視点なのだというのが見えるのとは少し受けとめ方も違うかとも思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

本当は、情報提供のほうについても同じような形で盛り込めるのが望ましいとは思いますが、正直、私もうまくどういうふうを書くか、なかなか思いつかないのですが、趣旨としては山下委員のおっしゃるとおりなのだろうと思います。

同じところでもいいですし、それ以外のところでも結構ですけども、他に御意見はいかがですか。

○秋山委員 3ページの【子供の安全確認】のところですけども、資料3のパブリックコメントの「(5) 迅速な安全確認」というところで、上から2つ目の「すべての子供を現認するようなシステムを作るべき」というコメントがあります。

これは、乳幼児健診を受診しなさいという努力義務と同じように、全ての子供の安全を確認するという意味があると思います。予防的な観点からも、未然防止の観点からも、子

供の安全確認はとても大事で、例えば学校の長期欠席などにしても安全確認が必要だと思います。

そこで、この【子供の安全確認】のところは、上から2番目の安全確認への保護者等及び都内の団体の協力の中にそういうニュアンスが含まれているのか。この通告受理と安全確認は、既に虐待の疑いがある人に対してだけを対象にしていらないでしょうか。

私は、予防的な子供の安全確認と、虐待を疑われた場合の安全確認と2つあるのではないかなと思うので、今回、子供の安全確認を確実にやってほしいというところをどこかに入れていただきたいと思うのですが。

○磯谷部会長 1つは、通告があったから安全確認だというだけではなく、日ごろから要するに周りの目でこの子が安全かというところを見て、もしそれが見えなくなっているというのはやはりおかしいというふうな問題意識と、もう一つは現認というところでのお話がありました。

それを今、分けると、まず1つ目のところで、通告ということに限らずに、要するにすべからく子供の安全というのは常にウォッチされるべきだということについて、他の委員の方で何か御意見がありますでしょうか。

○山下委員 今お話を伺っていて、資料6の3ページのところを見ると、虐待の通告を受けたときは一生懸命、現認しましょうということになっているのですけれども、虐待の通告がくる前の現認、子供が見えないねというところを都民みんなで意識しましょうというところが確かにないなというのは私も思いました。

○磯谷部会長 まずちょっと注意しなければいけないのは、多分この安全確認というのは最終的には児童相談所の責務としてやるものだと思うのです。

一方で、今、秋山委員がおっしゃったことというのは、本当に周りの、ある意味、都民がみんなで注意をして子供の安全というものに気を配る。そうすると、今まで言ってきた安全確認というよりも、少し啓発的な意味も含めて子供の安全に留意を常にするという話になるのかなと思います。

そうすると、むしろ都民の責務の中で、これも書き込むかどうかというところは若干あるにしても、趣旨としては少なくとも周りの方々が子供の安全、子供が本当に安全に生活できているかということを常に留意していくというか、そういうふうなニュアンスでしょうか。

○秋山委員 今回、国の提言の中に、未就学児で所属がない子供は年に1回は確認しましよ

うとありましたけれども、私はそれよりももっと広くそのことを捉えて条例の中に入れ込んでいただきたいと思います。

○磯谷部会長 わかりました。そうすると、今のようなみんなが子供の安全に留意するというものをしっかり認識して、要するに誰も見ていない子供とかというのが本当に生じないように、これはとても重要なことなのだろうとは思いますが、そういったところについて少し盛り込めるかというのが1つかと思います。

それからもう一つは、現認のところの話が出たのですけれども、法律ではたしか現認ということは書いていなかったのではないですか

○柿澤計画課課長代理 児童虐待防止法では、児童の安全の確認を行うための措置を講じるというような書き方になっております。

○磯谷部会長 ありがとうございます。現認ということについて、盛り込むのかどうかですね。基本的には、あれは児童相談所運営指針でしたか、48時間ルールがあったかとは思いますが、そういったものについて書き込むかどうか、余りそこは議論してこなかったかなとは思いますが。

○園尾子供・子育て計画担当課長 現認、ここで言う安全確認ですが、東京都では10月1日から安全確認行動指針というものを定めまして、より一層、迅速かつ確実な安全確認を進めることとし、児童相談所が必ず組織決定していくルールを定めました。施策の中で、取り組んでいるところでございます。

どこまで条例に規定するかというところですが、実際には既に取り組んでおります。考え方としてはその方向性があるということと、先ほど秋山委員から御指摘をいただきました、みんながその子供を守るという観点は未然防止のところにつながってまいります。

そういった意味で、健診のところも盛り込んでおりますが、一方で、児童相談所に通告なり、相談が寄せられて、児童相談所が必要に応じて受理して、お子さんに確実に会うということはやっていますので、「未然防止」のところでも全ての子供の安全を確認するというニュアンスにすることで、例えば監視するようなニュアンスにとられないか懸念される場所です。

健診にひっかからないお子さんであっても、例えば学校で長期欠席のお子さんがいれば、学校から相談をいただいて、必要に応じて児童相談所がお子さんを確認することは実際にはやっていることとなります。

○磯谷部会長 わかりました。いずれにしても、実際の児童相談所の業務としてどういうこ

とをやるか、あるいは子供家庭支援センターなどがどういうふうなことをやるかというところは、ある意味、必ずしも条例に書かなくても徹底ができるということですね。

では、どうぞ。

○大竹副部長 今、事務局がおっしゃったことはすごく大事で、やはり監視社会になってはいけないというところで、先ほどの、通告しやすいというところでも、それは通告は支援につながっているし、その親御さんたちは支援の対象なんだということで、監視ではないというところはしっかりとあわせておかないといけないと思います一方で子供の安全のために目を光らせて監視するような社会であってはならない。通告は全て支援につながって、困っているのは親御さんたちなのだというところ、社会全体で子供を見て育てていくというような、そういうメッセージをやはりここではしっかりと出すことが大事だと思います。

先ほどの通告のところも、通告は支援になっているということはすごく大事だなと改めて思っています。

○磯谷部会長 全ての子供にちゃんと目が行き届くようにするということは一方では非常に重要ですが、受けとめられ方として、確かに監視のような形になるのはまた問題なのだろうというふうには思います。ありがとうございます。

この「早期発見・早期対応」から「虐待を受けた子供・虐待を行った保護者への支援」のあたりですけれども、他には大丈夫でしょうか。

では、一旦、先のほうにいかせていただいて、「社会的養護・自立支援」、それから「人材育成・その他」、資料6でいきますと5ページの下から6ページについて、御意見をいただきたいと思います。

○山下委員 よくなったというふうに、私としては思います。家庭的養護のところ、特に里親委託と、今回パブリックコメントの中にも里親のことについて触れられているものもありましたし、家庭的養護というのをはっきりと里親というふうに書くことで、実際に里親で委託を受けていらっしゃる方ですとか、これから里親を目指される方にとっても非常に心強い条項じゃないかと思います。

それから、民間団体の連携のところについても加わっていますので、よりよくなったなという印象を私としては受けました。

○磯谷部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

では、藤岡委員どうぞ。

○藤岡委員 先ほどの安全の確認というようなところにもちょっとつながるところかと思っ
て考えていたところなのですけれども、里親、それから児童養護施設等も含めて、一時期
こうのような支援を受ける子供たちがいるけれども、基本、地域あるいは家庭、実親と
一緒に暮らせればそれにこしたことはないというような意味で、全体としてその子供の一
貫した支援をみんなでやっという理念がこの中に流れているからこそ、「社会的
養護・自立支援」もこの全体の中にしっかり位置づいているのではないかというようなこ
とを思うところです。そういう意味で、アフターケアなども含めてここに盛り込まれるこ
とが、とても大事なことかなと思っているところです

それで、子供たちが安心して暮らせるということがキーワードかなとも思っています。
子供の安全が確認されていく、一人も余さず確認されていくというのは、安全という意味
もあるけれども、地域で安心して暮らせたり、子供が安心して過ごせるということも意味
しています。

セキュリティという英語がありまして、セキュリティというのは安全とどうしても
訳してしまうのですが、安心ということのほうがむしろじっくりくるということで、「A
Secure Base」というボウルビィの著作を安全基地と訳しているのですけれども、最近これ
を安心基地というふうに訳し直そうという意見もあるぐらい、セキュリティというのは
安全を云々じゃなくて、やはり安心して暮らせるというニュアンスのほうがちょっと強い
のかなということも思ったところなので、そういう大きな文脈の中に社会的養護の中の里
親、それから施設が含まれるということがとてもいいかなと思って読ませてもらったこ
ろでした。

○磯谷部会長 ありがとうございます。基本的に、事務局の修文について支持をしていただ
ける御発言だったかと思います。安心というのは本当に私も全く賛同するところで、やは
り子供たちが安心の中で生活をしていくというのが何よりも重要なのだらうと思うのです。

最初のほうに戻りまして、またこれも余計なことをいろいろ申し上げるかもしれませんが
けれども、やはり何らか安心というのも本当は入ると、多分、安心というのはとても伝
わる言葉かなと思います。確かに安全も重要ですが、これまたいろいろな響きがあ
る言葉で、安心というのはとても共有できるものなのかなとも思うので、目的か理念かは
ともかく、子供が安心して生活ができるということを少しうまく盛り込めると、少し柔ら
かくてなじみやすい、いい条例になるのかなという感じはいたします。

今、最後まで基本的にいきましたけれども、全体を通して御意見など、特に言い漏らし

たこととかございましたら、おっしゃっていただければと思います。

○園尾子供・子育て計画担当課長 事務局から1点お願いします。

条例案の名称が仮称となっております、この名称についても何か御意見があればあわせていただければと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。資料6の1番、最初のところですね。「子供への虐待防止等に関する条例案」ということで、事務局は仮称ということを書いていただきましたけれども、このところは何か先生方のほうでアイデアがありますでしょうか。

ちなみに、たしか他の自治体の条例ですが、法令集で最後のところに他の自治体の条例を整理していただいております。

○柿澤計画課課長代理 他の自治体は、かなりの自治体で、子供を虐待から守る条例という名称になっております。

○磯谷部会長 なぜこんなに同じになっているのかなという気もしますけれども、もしアイデアがあればと思います。

○藤岡委員 意見というか、子供を守るということの大前提は、やはり親を守るというか、子供の人権を擁護するということが親も尊重されているというふうなことが恐らく理念としてあるし、そのあたりがかなり全体として基調に流れているのではないかと思ったので、少しそういう意味での工夫がこの題名についてもあるといいかなと思ったところでした。結構、それぞれ子供を虐待から守るというのは他の条例があるようです。

○磯谷部会長 ありがとうございます。内容的にはそのとおりだなと思いつつ、それで家庭を守るとかという、親子を守るとかという話になると、またちょっとそれはいろいろと広がってしまうような気がします。

○藤岡委員 そうだと思います。そう思って、恐らく児童虐待に対するメッセージ性という意味では余り色をつけないで、むしろシンプルなほうがいいかなとちょっと思いつつも、事務局の提案は、そのあたりがかなり入っているということなのかなと思ったところでした。ちょっとした意見でした。

○磯谷部会長 では、この場では難しいかもしれませんが、またいいアイデアがありましたらぜひお寄せをいただきたいと思います。

他には、特にいかがですか。

○大竹副部会長 仮称となっているのは、都としては余り使用したくないのですか。

○園尾子供・子育て計画担当課長 そういう意味ではなく名称については部会で議論いただ

いていなかったもので、何か先生方の御感想とか御意見があればいただきたいなと思ったところでは。

○磯谷部会長 そういことですが、山下委員からございますか。

○山下委員 もし一言申し上げるとしたら、私は他の自治体のような子供を守るというのものです。ネーミングではあるのですけれども、今の仮の「子供への虐待防止等に関する条例案」のほうが、どちらかと言うと、よりよいかないというふうに感じているところです。

理由としては、子供を守るというのは【目的】のところにも入っているのですけれども、繰り返し言っているように、守るという対象というだけじゃなくて、子供が権利の主体だということや、あるいは藤岡委員がおっしゃったように、子供を守るだけじゃなくて、家庭も守るし、地域とか、みんなを守っていくというところですね。

今回だと、通告する方ですとか、情報提供する方ですとか、そういったことも含めると、子供を守るというよりは違う方向がいいのではなからうか。あるいは【目的】のところ、今回虐待から守るために今までもやっている虐待防止の取組をさらに強化するのですと、今までもいろいろな法律も積み重なっているし、施策もやっているけれども、今回改めて痛ましい事件も起きたのでさらに強化するという、そのところに主眼があってこの条例をつくっているのです。子供への虐待防止等に関する条例というのは、私はすごくじっくりくるかなと思っております。

○藤岡委員 私も、このネーミングがいいと思います。子供への虐待防止等に関する条例ということで、かなり明確に打ち出しているのです。ここは他の自治体と揃えなくても、事務局案のこの仮称でいいのではないかと。正攻法というか、正面からこのことを問うていると思っています。

○磯谷部会長 ありがとうございます。秋山委員もうなずいておられたということもちょっと記録に残しておきまして、私も率直に言ってこの仮称の案のままでも十分いいのではないかと思います。

子供を守るというと、何から守るのかなというところもちょっと漠然としていて、それこそ地域の安全活動みたいな話にもなりかねないので、やはり虐待防止が今回問題になっているので明確にするという意味でもいいかとは思っています。そのあたりも踏まえて、また御検討いただければと思います。

さて、おおむね御意見は承ったというところでもよろしいでしょうか。

そういたしましたら、これで本日の議論はここまでとしたいと思います。本日まで、3

回にわたりまして部会でさまざまな御意見をいただきました。これまでの御意見を踏まえまして、ぜひ今後の検討に生かしていただきたいと思います。

本日の審議は、以上になります。この部会は、8月から3回にわたって審議をしてまいりましたけれども、本日が最後の部会ということになりますので、委員の皆様方から審議全体を通じまして一言ずつ御発言をいただければと思っております。

それでは、藤岡委員から反時計回りでお願いしたいと思います。

○藤岡委員 3回にわたる議論ということではありますが、非常に充実した会議だったというのは率直な感想で、かなり踏み込んだ内容の議論を皆様と一緒にすることができたと思っております。こういうふうに議論ができたというのも本当に事務局の方々、それから磯谷部会長のお取りまとめがあってこそだと思っておりますので、この場にいさせてもらうことをすごく光榮に思っているところです。

率直に申し上げて、非常に歴史に残る条例になるのではないかというふうに私は思ったところでありまして、さまざまな面に非常にいい影響を与えることができる条例を東京都として出すことができるのだということに、ますます強い思いを持ったところであります。

本当にありがとうございました。

○秋山委員 今回、この虐待防止等に関する条例ができるということを実にうれしく思います。委員の皆様方の、普段聞けない議論、御意見を聞くことができたことも、本当に勉強になりました。また、私も日ごろ考えていることを発言できる機会をいただきましたことに感謝しています。

子供たちが死をもって残してくれたメッセージを無駄にはしてはいけないということで、この条例もきちんと都民の方々に届くようにしていただきたいと思います。よろしく願いします。

○大竹副部会長 どうもありがとうございました。これまでも死亡事例等検証部会で検証してきたものは、区市町村や関係機関に報告書として届いていましたけれども、これが都民の方々に触れるというような機会はなかったと思いますが、今回この条例の中にきちんと虐待死亡事例等の検証という文言が入ったということで、都民の方々にも関心を持っていただけて、都としてもこういう検証をなされているというようなところも理解していただけるのではないかと思います。

また、権利という言葉、ある人が言っていたのは、日本では、料金が大人の半分になると同じように、子供の権利も大人の半分になってしまうというようなことが言われてい

ます。

この11月3日、4日に第26回になる全国の子どもの権利条約フォーラムが開催されます。このフォーラムでは、子供たちが子供実行委員会を立てて、キャッチフレーズも子供たちにつくってもらって、大会の進行も子供たちにやってもらうという、子供を主体としたフォーラムになっています。

子供たちと触れ合っていくと、本当に子供たちは任せればしっかりとやる力を持っている。我々は近いところで見ているので、今回の機会を通じて市民の方々にも、子供というものをしっかりと理解していただければと思っている次第です。

今回、このような条例が東京都において発出されるということが大変うれしく思っております。ありがとうございました。

○山下委員 このように新しく条例をつくるというので、委員として議論に加わってというのは初めての経験でしたので、どっちつかずの意見などもいろいろと申し上げまして、事務局の皆様ですとか、磯谷部会長には御迷惑などもおかけしたかもしれませんが、私自身もすごく学びがありました。また、ここの議論はこういうふうになんか少しづつ回を重ねるたびにブラッシュアップされていくのだという過程に非常に感動を覚えていました。

弁護士としては、もう既に起きてしまった虐待の事件に個々のケースでかかわっていくということが中心ですので、今回の経験を踏まえて、これからそういったものを予防するために、防止するために条例をつくっていくというところに携われたというのは本当に貴重な経験でした。

今回、私自身がこの部会にかかわれた感動というのは、一都民としても大変うれしく思っています。他の一般の都民の方々からすると、児童相談所といっても日常的にはかかわらない遠くの出来事のように思うのですけれども、今回、議会という場で条例をつくっていったら、みんなのルールというか、本当に身近なものとして一人一人の子供たちを守るということを考えることは、とても大事なことだと思っています。

要は、弁護士がかかわって裁判をやらなければいけないような事態になるもともっと手前の段階でみんなで取り組んでいくために、今こうやって議論をしてつくっていく、つくられたものなんだということを、都民の皆さんと共有していきたいなと私自身もすごく思いましたし、ぜひ条例ができたときにはそういったことを皆さんに実感していただけるような形にしていただけて、これをゴールではなく一つのスタートとしてさらに広げていただければと思っています。

今回は、貴重な経験をどうもありがとうございました。

○磯谷部会長 それでは、最後に部会長を務めさせていただきました私のほうからも一言申し上げます。

と申しましても、実際には中身のある話は全て今、委員の皆様方がおっしゃってくださいましたので、私としては本当にお礼だけでございます。委員の皆様方が、本当に悩みながらこの難しい課題について毎度御意見をいただいたというところに、本当に感謝申し上げたいというふうに思います。藤岡委員がおっしゃっていただいたように、本当にいい議論ができたなと思っております。

それからまた、事務局の皆様方は、本当に痛ましい事件の後、恐らくこの部会もそうですし、検証というところでもそうでしたし、また、その他もろもろ施策を講じてこられた中で、本当にお疲れだと思います。

ただ、本当に今の頑張りが東京都の、ひいてはもっと幅広く日本のある意味、子供たちの幸せにつながっていくと思っていますし、皆様方は非常に貴重なお仕事をされていると思いますので、ぜひ誇りを持ち、頑張ってくださいと思います。

本当にいろいろな資料の準備であるとか、折衝であるとか、心からお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後に事務局のほうから、今後の予定などについてお願いいたします。

○園尾子供・子育て計画担当課長 今後でございますけれども、部会でいただきました御意見を事務局で反映した後、次回、本委員会において改めて委員の皆様から御意見をいただき、条例案策定に向けて進めてまいり予定でございます。

最後に、幹事長である少子社会対策部長、谷田より、一言お礼を申し上げます。

○谷田少子社会対策部長 磯谷会長を初めとしまして、各委員の先生方には本当にこの間、8月から、回数的には3回ということであるのですが、短い期間に大変濃密な御議論をいただき、毎回本当に熱心な御審議をしていただいたと思っております。改めて、感謝を申し上げたいと思います。

今回この条例を制定するに当たっての議論を進めていく中で、先生方からはメッセージ性というような言葉が今日の議論の中にもいっぱい出てきたと思っております。私たちは、ともすると、部会の議論を受けて内部で検討をするときに、どうしても最終形がどういう形で条例の文言に盛り込めるかなというふうに考えがちになってしまうところもありますが、今回の審議の過程において、そのメッセージ性というものはとても大事な視点だとい

うことを、今日改めて思っているところです。

また、今回この審議をしていただく過程の中でも、現場で役立つような、現場として使えるようなという趣旨の御意見をたくさんいただいたと思いますけれども、そういったようなものにしていくのは大事なのだという意味では、現場の第一線で対応している職員にとっては非常にエールになる言葉かなと思っておりました。

実際は、これから条例案として組み上げていく前に、今回の議論も含めて、今度は本委員会のほうにまた報告をするという形になると思いますので、またそこでもさまざまな御意見をいただけるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、委員の皆様方にはかなりお忙しい日程の中で、本当にそれぞれの専門の視点から、私たちの今後の作業に非常に役立つ御意見をいただけたかと思っております。本当にありがとうございました。

今後、我々もよりよい条例になるように、さらに作業を進めてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

○磯谷部会長 それでは、これで第3回の条例案検討の専門部会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後8時17分閉会

閉 会